

項目	質問	回答
申請書	申請書を書き間違えたが、どのように訂正したらよいか。	2重線を引いたうえで、訂正してください。また、修正テープによる訂正は受付できません。
申請書	申請書の日付は、いつにすればよいか。	実際に申請を行う日付を記入してください。 なお、記入した日のうちに申請ができない場合でも申請書を書き直す必要はありません。 (介護保険課の窓口で受け付けた日を申請日として取り扱います。)
理由書	理由書は、誰が作成するのか。	国通知に、「当該書類(住宅改修が必要な理由書)を作成するものは、基本的には対象者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員とする」と定めてられています。担当の居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)か地域包括支援センターの職員が作成します。 また、福祉住環境コーディネーターの方も作成可能です。 理由書の作成費については、居宅介護支援事業の一環であり、別途費用徴収できません。
理由書	理由書の代わりに、ケアプランを提出してもよいか。	ケアプランは理由書の代わりとなりません。
理由書	理由書の訂正はどのようにしたら良いか。	2重線を引いたうえで、理由書作成者(居宅介護支援専門員、地域包括支援センターの職員、福祉住環境コーディネーター)が訂正してください。
理由書	住宅改修が必要な理由書には、どのようなことを記載するのか。	記載する事項は、 ①被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線 動線:利用者の動き。例えば、玄関での履物の脱着や玄関戸までの動きなどについて記載 ②住宅の状況 ③福祉用具の導入状況等 ④必要な改修工事 改修することによりどのような動作が改善されるか予測を記載。 ⑤工事の種別とその選定の理由 になります。
見積書	本人または家族が施工する場合、誰が作成した見積書を提出すればよいか。	材料を販売した店舗等が作成した被保険者宛の見積書を提出します。 なお、被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。
見積書	見積書には社印等の押印は必要か。	代表者印または社印の押印が必要です。

見積書	住宅改修費として諸経費はどこまで対象となるか。	諸経費の範囲がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断していくことになります。 市役所への書類作成料、工事中の工事完成写真代、工事を行う作業員の損害保険料等については、諸経費として認めておりません。 なお、諸経費として計上している金額の内訳については、見積書や内訳書において、必ずしも明確にしておく必要はありませんが、利用者から説明を求められた際は、内訳の詳細を明示する必要があります。
添付写真	申請に添付する必要がある改修前後の写真について、どのような写真を撮影すればよいか。	工事箇所全体がわかるように撮影します。 なお、工事前、工事後の写真については、それぞれ以下の点にも注意します。 ①工事の必要性がわかる写真ををお願いします。 ※ 段差の解消の場合は、現在の段差寸法がわかるようスケール(ものさし)等を当てた写真0が必要です。 ②工事後の写真は、使用部材がすべて確認できるものでお願いします。 ※連続した手すりの場合、一枚の写真で納まらないのであれば接点がわかるようマスキングテープなどを貼り撮影すると良いでしょう。 ※ 段差の解消の場合、段差が解消されたことが判るような(スケール等を当てた)写真が必要となります。 ※踏み台設置の段差解消の場合、固定部分の写真が必要となります。
添付写真	住宅改修費の支給申請時に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとなっているが、日付機能のない写真機の場合はどうすればいいのか。	工事現場などでされているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをしてください。
添付写真	写真に日付を入れ忘れたため、手書きで撮影日を記入してもよいか。	手書きでの記入不可です。事前申請や支給申請時の写真に日付がない場合、日付の入った写真に撮り直して再提出していただきます。
添付写真	申請に添付する写真は白黒でも問題ないか。	施工前後の状態を確認するため、写真は必ずカラーで提出してください。
図面	図面はどの範囲まで必要か。	工事箇所のみでなく家屋内や敷地内全体のものがが必要です。屋内や敷地内全体図面から生活動線が判るよう作成します。玄関や階段、トイレ、浴室に手すりを取付ける工事の計画で、玄関のみ、トイレのみという部分図面が多々あります。 対象者の日常生活において、細切れの動線はあり得ませんので、手すりや段差の解消等が必要な理由が読み解けるように作成してください。 ただし、外部の工事のみの場合は、外のみの平面図で可能です。
承諾書	夫又は妻名義の建物でも承諾書は必要か。	夫婦間であっても必要です。
承諾書	改修する住宅が市営住宅や賃貸物件等、家族以外のものが所有している場合、どの承諾書を提出するのか。	介護福祉課ホームページに掲載されている「住宅所有者の承諾書」、もしくは住宅所有者が発行する「模様替え承諾書」等、改修を許可する旨が記載された書類の提出をお願いします。

承諾書	「住宅改修に係る承諾書」が必要な場合で、何回かに分けて住宅改修を行う場合、その都度「住宅改修に係る承諾書」必要か。	申請ごとに住宅改修箇所が異なるため、申請の都度「住宅改修に係る承諾書」が必要となります。
承諾書	共有名義の場合、そのうち1人からの承諾書があればよいか。	共有名義の場合、所有者全員の承諾が必要となります。
承諾書	住宅の所有名義人が死亡している場合、承諾書はどのように記入したらよいか。	法定相続人全員の承諾書を記入していただく必要があります。 例えば、被保険者(妻)が改修を行う自宅が亡夫名義の場合、被保険者本人(妻)と、子がいる場合は子の承諾書を記入してください。
支給と負担割合	2割負担となる者に対する居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなるのか。	領収書記載日時点における負担割合を適用することとなります。 ※負担割合および有効期間について、必ず「介護保険負担割合証」で確認してください。
支給の時効	住宅改修費の支給申請の時効は何年か。 その起算日は着工日か工事終了日か、それとも代金支払日(領収日)か。	2年で時効となり、起算日は代金支払日(領収日)です。 ※工事完了後、速やかに支給申請を行ってください。
事前申請なしの住宅改修への支給	介護認定を受けているが、これまで介護サービスを利用していない被保険者が、事前申請及び理由書等の依頼をせずに住宅改修をしてしまった場合、支給対象となるか。	支給対象となりません。必ず事前申請を行い、承認を得る必要があります。
追加の住宅改修の申請可能時期	前回は行った住宅改修の支給申請をまだ提出していないが、別の住宅改修を行いたいため、事前申請を提出することは可能か。	住宅改修の残高により工事対象額が変わる場合がありますが、事前申請を提出していただくことは可能です。ご相談は、介護福祉課給付係までお願いいたします。
領収書	領収書は写しでもよいか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えないです。支給申請時に、原本と写し(コピー)1部をお持ちください。原本確認し、受付印を押印後、後日返却します。
領収書	支給申請書に添付する領収書の氏名は、申請者である被保険者本人とされているが、実際に工事代金を支払うのが家族・親族である場合はどうなるか。	あくまで被保険者本人あての領収書が必要です。
領収書	被保険者本人が前金払いとして事前承認後に工事費全額を施工業者に支払った場合、領収日(領収証の日付)が工事完了日より前になるが問題ないか。	事前申請をし、承認を受けているかどうかのポイントとなり、今回のケースは事前承認後に工事費全額を支払っているので問題ないです。

償還払いの口座	償還払いの場合で、振込先を本人ではなく家族の口座に指定することは可能か。	あくまでも被保険者本人の住宅改修であるため、償還払いの場合、原則、本人口座への振込となります。 ※ただし、本人が死亡している場合、「誓約書」を提出のうえ、家族等の相続人へ振込します。
工事全般 -事前申請後の内容変更-	事前に承認を受けた工事に、内容変更をしてよいか。	原則、変更工事は認められません。ただし、事前にケアマネジャーから相談があった場合は内容を確認して、事後の申請等で写真など必要書類を確認できれば支給対象となる場合もあります(例えば縦手すりを横手すりに変更する場合等)。ただし、工事内容の追加や、金額が上がる場合については、追加分を新規申請いただくか、一度取り下げて再申請していただくことになります。

住宅改修Q & A

被保険者

項目	質問	回答
認定申請中	要介護(要支援)認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能か。	要介護(要支援)認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことはできます。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象とならないため、改修費用は全額自己負担になります。
認定申請前	要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となるか。	要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象と認められません。 介護保険の対象とならないため、改修費用は全額自己負担になります。
リセット	要介護度が著しく高くなった場合(3段階アップ)に、20万円の限度額に加えて、新たに20万円の限度額が利用できるようになるが、その基準日はいつになるのか。 また、最初の限度額に対して使い切っていない額は、新たに加わる限度額に加算されるのか。	着工日のうち最も早い日(古い工事)時点の要介護状態区分が基準となります。 また、前回の限度額の未使用分は、その後の限度額に引き継ぐことができず、リセットされます。
リセット	現行の家で住宅改修をし、その後建て替えた場合、転居した場合の例外として住宅改修費リセットされるか。	建て替えは転居ではないため、リセット対象外です。 なお、同一敷地内(番地が違っていても道路等挟んでなければ同一敷地とみなす)で違う場所に建て替えた場合も同様に対象外となります。